

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 5 年 9 月 11 日

契約責任者

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

理 事 長 関 庄 一 郎

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

JW センターホームページの CMS 構築業務

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和 6 年 4 月 30 日

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

本件は、入札に併せて技術等の提案書を受け付け、価格と技術等の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札とする。

入札金額は、業務に要する一切の費用を含めた額とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を落札価格とする。入札者は、見積もった金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

以下に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1) 入札説明会に参加した者であること。

(2) 消費税に係る課税事業者であること。

(3) 令和 04・05・06 年度全省庁統一資格「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされて、関東・甲信越地域の競争参加資格を有しているか、東京都の令和 5・6 年度物品買入れ等競争入札資格 営業種目 121「情報処理業務」の取扱品目「ホームページ作成・管理」において「A」又は「B」に格付けされていること。

(4) プライバシーマーク（P マーク）の登録証又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認定を受けていること。

(5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3. 入札者の義務等

- (1) 入札者は、入札説明書に基づいて提案書を作成し、期日までに提案書及び見積書を提出し、指定した日時、場所にてプレゼンテーションを行わなければならない。
- (2) 提出された提案書は、入札説明書に定める技術等の要求要件及び評価基準に基づき審査するものとし、審査の結果、合格した提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。提案書の合否については、開札日の前日までに連絡するものとする。

4. 契約条項を示す場所、入札説明会の日時及び問合せ先等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

【場所】 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 会議室
〒110-0005 東京都台東区上野三丁目 24 番 6 号
上野フロンティアタワー13階

【連絡先】 総務部広報室（担当 清和）
電 話 03-5807-5911
メールアドレス seiwa@jwnet.or.jp

- (2) 入札説明書の交付

入札説明会にて配布する。

- (3) 入札説明会の日等

入札説明会の参加を希望する者は、別紙1の入札説明会参加申込書及び別紙2の秘密保持契約書を令和5年9月19日（火）17時00分（必着）までに持参又は電子メールによって提出すること。（持参する場合は事前に来訪日時を連絡すること。郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

入札説明会の参加は、1社1名とする。

【開催日時及び場所】

日時 : 令和5年9月21日（木）14時00分
場所 : 「4. (1)」の場所

【連絡先】「4. (1)」の連絡先

- (4) 提案書及び見積書の提出期限及び提出場所

提案書及び見積書は、持参又は郵送によって提出すること。（持参する場合は事前に来訪日時を連絡すること。郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

【提出期限及び場所】

日時 : 令和5年10月10日（火）12時00分
場所 : 「4. (1)」の場所

【連絡先】「4. (1)」の連絡先

- (5) プレゼンテーションの日時及び場所

日時 : 令和5年10月12日（木）11:00から16:00（うち20分程度）
場所 : 「4. (1)」の場所

【プレゼンテーションの方法】

- ・ 提案書を用いて、1社20分程度、説明者は2名までとする。
- ・ 時間は、10月11日（水）12時00分までに電子メールにて通知する。

(6) 入札・開札の日時及び場所

日時：令和5年10月20日（金）14時00分

場所：「4. (1)」の場所

5. その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

次の各要件に該当する者のうち、入札説明書に定める総合評価点の計算方法によって得られた数値の最も高い落札者とする。

- ・ 入札価格が公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが予め設定した予定価格の制限の範囲内であること。
- ・ 提案書が合格していること。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、そのものにより当該契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、上記各要件を満たす者であって、落札者となるべき者以外で最も評価点が高い者を落札者とすることがある。

(6) その他

詳細は入札説明書による。

令和 5 年 月 日

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
理事長 殿

入札説明会参加申込書

次の調達案件について、入札説明会に参加を希望いたします。

【調達案件名】

JW センターホームページの CMS 構築業務

【入札説明会日時】

令和 5 年 9 月 21 日(木) 14 時 00 分

【出席予定者名】(当日名刺を提出してください。)

住 所:〒 -

会 社 名:

部 署 名:

(ふりがな)

氏 名:

TEL:

E-mail:

【提出方法】

入札説明会の出席を希望する者は、令和 5 年 9 月 19 日(火)17 時 00 分までに持参又は電子メールによって提出してください。

【提出先】

〒110-0005 東京都台東区上野三丁目 24 番 6 号上野フロンティアタワー13 階
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
総務部広報室

担当 清和

■MAIL: seiwa@jwnet.or.jp

■タイトル:「入札説明会参加申込(貴社名〇〇) / JW センターホームページの CMS 構築業務」

入札説明書一式は、入札説明会にて配布いたします。

秘密保持契約書

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「甲」という）と、（以下「乙」という）とは、甲乙間の「JW センターホームページの CMS 構築業務」に関する取引の入札（以下「本件業務」という）に関連して、それぞれが開示を受ける情報等について、その秘密を保持することを目的として、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。本契約において、情報等を開示する者を「開示当事者」といい、開示を受ける者を「受領当事者」という。

第 1 条 （連絡先情報）

本契約に基づく両当事者の第一次連絡先は以下のとおりとします。

・甲

氏名：清和 麗

役職：総務部広報室長

住所：〒110-0005 東京都台東区三丁目 24 番 6 号 上野フロンティアタワー13 階

・乙

氏名：

役職：

住所：〒

第 2 条 （秘密情報）

本契約において「秘密情報」とは、本件業務に関連して開示当事者が受領当事者に開示した経理情報、総務・人事情報、顧客・取引先情報、営業情報、技術情報、ノウハウ、資料またはサンプルを含む製品であり（本件業務に基づく仕様書・設計書その他の成果物を含む）、その開示または提供時に秘密情報であると明示したものとする。なお、口頭、書面、磁気ディスク等その情報の形態を問わない。

第 3 条 （秘密情報の使用）

受領当事者は、秘密情報を以下の目的のためにのみ使用する。

・「JW センターホームページの CMS 構築業務」

第 4 条 （適用除外）

第 2 条の秘密情報には、次の各号に該当するものは含まれない。

- （1）受領の時点で既に公知のもの、または受領した後に本契約に違反することなく公知となったもの
- （2）受領当事者が本契約に違反することなく第三者から正当に入手したことを立証し得るもの
- （3）受領の時点で既に受領当事者が保有していたことを立証し得るもの
- （4）受領当事者が秘密情報によらずして独自に開発したことを立証し得るもの

第 5 条 （個人情報）

本契約に基づき提供される個人情報は秘密情報とみなされるものとし、世界中に転送され、かつ保管される場合がある。各当事者は、当該情報の開示、及び他方当事者による使用、保管並びに移転に関連し、通知を行い、承認を得る責任を負うものとする。両当事者は、本契約に基づき、健康状態、クレジットカード情報、又はその他センシティブな個人情報を開示しないことに同意する。

第 6 条 （秘密情報の保護）

受領当事者は、開示当事者の秘密情報を、本契約発効日より 3 年間、秘密として保持する。受領当事者は、法律の定めによる場合を除き、開示当事者の秘密情報を甲と乙との間の合意内容を履行する以外の目的で、いかなる形態であれ第三者に開示しないことに同意する。受領当事者は、承諾されていない秘密情報の開示又は漏洩を防ぐために、自己の所有する秘密情報を保護するために留意するのと同様かつ合理的と認められる程度の注意をもって秘密情報を保持する。

第7条（財産権）

本契約のいずれの当事者も、本契約に基づき開示された秘密情報のいかなる知的財産権も取得しない。

第8条（独立の活動）

本契約のいずれの当事者も、本契約に基づき、他方当事者からサービスや物品を購入またはその他の方法で取得する義務を負わない。いずれの当事者も、本契約により、当事者間に代理店、パートナーシップ、ジョイントベンチャー等の関係を創設する意図を有さない。本契約のいずれの条項も、各当事者が秘密情報に類似または関連している秘密情報を参照せずに作成したいかなるソフトウェア、ハードウェア、あるいはデータ・プロセッシング・マテリアルも、開発、使用、マーケティング、使用権許諾、及び/又は販売することを妨げるものと解釈されない。

第9条（輸出管理）

秘密情報の使用については、米国および日本国の輸出関連法規、およびほかの国々の輸出及び輸入関連法規が適用される場合がある。本契約の各当事者は、米国輸出管理法及び輸出管理規制を含むすべての関連する輸出法規を遵守し、いかなる秘密情報の全部又は一部も、法律に違反して直接・間接を問わず輸出されないことに同意する。

第10条（責任の限定）

いずれの当事者も、本契約の違反より生ずる、いかなる間接的、付随的、特別的、懲罰的、若しくは結果的損害賠償、又は利益、収益、データ、データ使用の損失については責を負わないものとする。

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約は日本国の実体法及び手続法が適用され、甲及び乙は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第12条（完全合意）

本契約は、本契約に基づき開示される秘密情報に関する両当事者の完全な合意を記載したものであり、当該秘密情報に関し、書面であるか口頭であるかを問わず、過去又は同時期になされたあらゆる合意に優先する。本契約の追加又は変更については、両当事者の正当な権限を有する代表者の記名捺印又は署名した書面によらなければならない。本契約のいずれかの情報が無効または執行不能と判断された場合であっても、残りの条項は有効に存続する。

第13条（開示期間）

本契約は、本契約発効日より1年間の間に開示された秘密情報のみに係るものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都台東区三丁目24番6号 上野フロンティアタワー13階
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
理事長 関 荘一郎

乙